

審 議 会 等 の 会 議 結 果

1 会議の名称	令和４年度第２回津市環境審議会
2 開催日時	令和４年１０月１３日（木曜日） 午前１０時から午前１１時５０分
3 開催場所	本庁舎 ８階大会議室Ａ （津市西丸之内２３番１号）
4 出席した者の氏名	（津市環境審議会委員） 塚田森生、北村早都子、青山泰樹、太田増一、笈晴、金子聡、木原剛弘、國分弓子、小林小代子、曾山信雄、畑井育男、原素之、森秀美、山路明、横山勝代 （事務局） 津市長 前葉泰幸 環境部長 木村重好 環境施設担当理事 辻岡賢二 環境部次長 勢力実 環境政策担当参事（兼）環境政策課長 吉住充弘 ごみ焼却施設担当参事（兼）西部クリーンセンター所長・クリーンセンターおおたか所長 石黒司一 環境政策課 資源循環推進担当副参事 吉田和司 環境保全課長 伊藤伸一 環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 前田健 環境事業課長 小橋毅 環境施設課長（兼）リサイクルセンター所長・安芸・津衛生センター所長・一般廃棄物最終処分場所長 今井一則 環境施設課 建設担当副参事 前納秀光 環境政策課調整・企画管理担当主幹 江角綾子 環境政策課主査 別所真紀 環境政策課主事補 榊浩平
5 内容	(1) ２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について (2) 適正な再生可能エネルギーの導入促進について (3) 津市環境基本計画 中間見直しについて (4) その他
6 会議の公開・非公開	公開

7 傍聴者の数	0 人
8 担当	環境政策課企画管理担当 電話番号 : 059-229-3139 E-mail : 229-3139@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（江角）	お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第2回津市環境審議会を開催いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、出席を賜り、ありがとうございます。審議に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、環境政策課の江角でございます。どうぞよろしくお願いします。 なお、本日、所用により、「獣医師 橋爪俊裕様」、「津商工会議所女性会副会長 堀川正代様」、「津安芸農業協同組合代表理事組合長 水谷隆様」、「三重県環境生活部環境生活総務課長 山田かずよ様」におかれましては、欠席とのご報告をいただいております。 また、「木村妙子様」におかれましては、ただいま、事務局にて確認をしております。 続きまして、会議の成立について、ご報告申し上げます。 津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められております。本日、20名の委員のうち15名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。 当審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開することとし、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましても、会議の議事録といたしまして、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承のほどよろしくお願い致します。会議の議事録につきましては、津市のホームページ上で公開させていただきますのでご了承ください。 それでは、津市環境基本条例第20条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは、塚田会長に議事進行をお願いいたします。 それでは、塚田会長よろしくお願いいたします。
塚田会長	はい、それでは、環境基本条例の規定によりまして、これより議長として会議を進めさせていただきます。 今日、腕時計を忘れまして、スマホをちらちら見ながら進行させていただきますが、お許してください。

市長	それでは、本日の会議の議事録署名人を僭越ではございますが、私の方から指名させていただきたいと思います。木村妙子委員が今ちょっと分からないので、國分弓子委員と、それから小林小代子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） はい、ありがとうございます。それでは、國分委員、それから小林委員よろしくお願いいたします。 本日の審議事項は、「２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について」、「適正な再生可能エネルギーの導入促進について」、「津市環境基本計画 中間見直しについて」でございます。時間に限りがある中ですので、進行につきましてご協力をお願いいたします。 それでは、市長より開会の挨拶を兼ねて、「２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について」説明を受けます。それでは、よろしくお願いいたします。 はい、塚田会長ありがとうございます。 皆様おはようございます。今日は環境審議会を開催いたしましたところ、それぞれお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 審議会に審議をお願いしている立場でございますので、審議会の途中で市長が出席させていただくというのはやや異例かもしれませんが、私自身が宣言をしたことに関わることでございますので、今日は時間をいただいて、少しご説明を申し上げ、そして皆様のご意見をいただければというふうに思いまして、出席をさせていただきました。 お手元に資料１－１から１－５までですね、カーボンニュートラルの関係の資料をご準備させていただきました。 まず、地域脱炭素宣言をですね、それぞれがしていこう、各自治体がしていこうということは世の中の流れになっておる訳でございますが、資料１－１にございますような宣言をした訳でございます。しかしですね、市議会でも議論があったんですけれども、言うのが先か、それとも中身が先かというですね、ニワトリが先か卵が先かみたいな話なんです、という議論がございまして、私はですね、言うだけではだめだと、湯だけでは水になるだけだということで、ちゃんとですね、中身を整えなければ、宣言をしてもいかなものかということを感じておりまして、議会からはですね、むしろ「早く宣言しろ、宣言すれば後から内容はついてくる」というような声もあったんですが、しかしながらですね、宣言だけすることを控えておりました。ただですね、中身を伴う可能性というのを一方で探りながら、ずっと考えてきた訳でございますが、それはですね、実はこの審議
----	---

会、去年の11月に施行させていただいた時からですね、カーボンニュートラルについてですね、私達がしっかりと取組をする、そういうことについては大きな方向性としてお話しをし、皆様にご審議をいずれ願いたいということは申しておったところでございます。そのうえで、(資料)1-1にございますような宣言をさせていただきました。その中でですね、私どもの宣言の二つ特色がありまして、一つはですね、一番後ろの4ページにございますように、中身でございますが、省エネ・省資源、それから再エネ、それからCO₂の吸収、それぞれについてですね、新たに展開する取組ということを書いて、この頭に置きながら、この三つを取り組む訳でございますが、その取り組み方として、3ページに戻っていただきますが、3ページの下の方のスライドでございますけれども、地域脱炭素推進プラットフォームというのを作っていこう、つまり脱炭素というのは行政が一人取り組むのでもなければ、民間の皆さんにお任せをするものでもない、皆さんと一緒に取組んでいく、そのためには一つ一つの行動を積み重ねていく、そのために、さらにその行動を積み重ねるために共通の場を作ってですね、この場でいろいろと確認をしながら、あるいはですね、協調しながら、協力を求めながら、あるいは情報交換をしながら進めていこうという意味で、プラットフォーム、WEB上であります、これを設置をしていこうということを考えました。これを考えたときにはですね、こういうものを作っておかないと、なかなか物事が進まないんじゃないかというふうに思っておったんですが、思いの外ですね、今、日経新聞なんかを見ても常に、カーボンニュートラルということを経営さんの取組として必ず、意識をした行動ないしは投資、ないしは融資を受ける調達ですね、がなされているということからすると、思いの外というかですね、思い以上にですね、世の中の動きが始まっております。

それが一つは(資料)1-2で広報でお示しさせていただいたように、具体的なアクション、下のところにありますアクション#1ということでですね、ボトル to ボトル、回収した使用済みペットボトルをペットボトルに再生していくという、こういう取組をサントリーさん、それから協栄J&T環境さんと話が進んで、脱炭素宣言をした同日にこの協定を結ばせていただいたものでございます。

(資料)1-3に私がそれを広報で書き下ろしたものをですね、すでに広報でご覧になった方も多いかと思いますが、改めてお付けをさせていただきました。具体的には(資料)1-4のこのスライドでございますように、津市は使用済みペットボトルを回収しております。これは、容器包装リサイクル協会に入札の上、引き取られますが、容器包装リサイクル協会が引き取ったものについては、容器包装リサイクル協会から指定業者が引き渡しを受けて、指定業者はマテリアルリサイクルか水平リサイクルか

を、自らの判断というか、自らのビジネスとしてリサイクルしていくということになります。実際に水平リサイクル、つまりペットボトルがペットボトルに生まれ変わるというのは全国で15、6%ということですので、津市が回収するペットボトルが必ずペットボトルに生まれ変わっている訳ではない、卵パックとか衣類だとか、こういうものに生まれ変わっているのが圧倒的に多いという状況でございます。協栄J&T環境という会社が津市にペットボトルのリサイクルセンターを作った、リサイクル工場を作ったということが契機となりまして、協栄J&T環境との間でサントリーグループがここで作るペットボトルの具体的な材料としてのペレットとかフレークをかなりの部分購入しているということが分かりまして、そうであれば津市はここに工場があるわけですから、協栄J&T環境に容器包装リサイクル協会から引き取ってもらう値段よりも1円でも上の値段を示してくればですね、ここに引き取ってもらえば間違いなく、100%水平リサイクルが実現するのではないかと、こういうことで、ここはちょっとビジネスネゴシエーションになるわけですが、実際にいくらで引き取るかというようなことを環境部長以下がですね、かなり詰めた議論をして、結果として、市民の皆さんの損にはならない、つまり容器包装リサイクル協会が示すプライスよりも高くは引き取ってくれるだろうということが確認され、そして私達が処理をするペットボトルをすべてこの協栄J&T環境が引き取って、協栄J&T環境が引き取ったものは間違いなくペットボトルに再生されるということが確認できたということですので、CO2が63%削減できるということが分かった訳でございます。

そうこうしているうちに、資料1-5にございますように、百五銀行さんからのお話しがあって、パートナーシップ協定をこの9月30日に結ばせていただきました。これはですね、百五銀行が融資の場面等において、事業者の脱炭素経営に関する普及啓発サポートに取り組んでおられますので、それをさらに私達が一緒になって協力していこうという協定であります。具体的にはですね、どういう話かといいますと、銀行さんによれば、今企業の関心事項は一番に自分達の出している二酸化炭素の量をどうやって計算するかだそうございまして、それを技術的にサポートする、そうすると、その量を減らす取組はどういうことがあるのかということを考えていく。これが銀行の脱炭素経営、もとい企業の脱炭素経営ということの流れだそうございまして、そうであれば、確かにそういうことが一番入口のところですが、自ら分からなければですね、なかなか企業としてですね、脱炭素をどう取り組んでいくかということの第一歩が記せないだろうということで、そういうプリミティブなところからサポートしていこう、最終的には銀行さんですから、貸付取引だとか、あるいは脱炭素のた

	めの投資への融資だとか、そういうことをビジネスとして考えておられると思うのですが、いわば津市内の企業の脱炭素に向けての取組のいわばベースをしっかりと構築していこう、こういう考え方の基で2番目に協定を結ばせていただいたものでございます。 3番目以降もですね、おかげさまで冒頭申し上げたように企業の関心が高いので、様々なお声をいただきつつございます。 私どもとしては、こういうふうに形をですね、作るだけではなしに、実際の行動を伴っていく、最終的には市民の皆さんの行動だとか、そういうところにもどんどんどんどん啓発なり、広報なりを進めていかないかんと思っているのですが、大所、つまりたくさんCO2を排出する企業さん、企業活動の中での取組を進めていくことによって地域の脱炭素をしっかりと目指していこう、こういうことで、今回宣言をさせていただいたものでございます。 どうぞ、お気づきの点、あるいはもうちょっとこのように進めてはどうかという点などですね、ご自由にご発言いただいて、私どもの方で受け止めさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。
塚田会長	ありがとうございました。 ただ今、市長から2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について説明がありました。皆さんご意見、ご質問はございませんでしょうか。 はい、原委員お願いします。
原委員	津市地域脱炭素宣言のところでですね、2ページの中に「市内の全消費電力量の5割以上を再生可能エネルギーで賄える津市」とありますが、これ非常に私も驚いたんですけども、このように今までは農産物だと地産地消というのがありますけれども、エネルギーも地産地消のレベルというのが、全国的に見ても非常に誇れる地域じゃないかなと思います。 これをさらに促進するために、4ページのところなんですけれども、いろいろな推進事業の項目があって、新たに展開するということで、森林の整備促進というところでは、森林環境譲与税によってこれをするのが担保されていると理解できるんですけども、その上の項目のですね、今までソーラーパネルを設置することに補助とかがあったと思うんですけども、さらにそれを進めて蓄電装置の導入促進とかゼロエミッションハウスの推進とかこのような項目をある程度展開することになっているんですけども、これらについては財源的措置というものはあるのでしょうか。

市長	か。もしくはなければですね、なかなかこれが続けていくということは難しいんじゃないかなという印象なんですけれども、その点いかがでしょうか。 はい、ありがとうございます。 今、原さんから話しいただいた点、非常に我々も行政の中でですね、国に対してものを言っている、お願いしたり、あるいは当然やるべきでしょうというふうにですね論陣を張ったりしている部分なんです。 というのはですね、カーボンニュートラルの実現に向けての環境省の予算を見ていますと、カーボンニュートラル先進都市というですね、脱炭素先進都市というのを全国で100選ぶんだといって、賑々しく華やかに発表してますけれども、中身見たらちょっと驚くべきことにですね、自治体自身が発電をする都市を指定していくような、そんな話なんです。自治体自身が発電事業をやる都市を指定していくようなそんな話なんです。我々は非常にそこは首を傾げてまして、本来ですね、もっともったこう、今委員がおっしゃったような、例えば家庭でありますZEHなんかそうですよね、家庭でありますとかですね、それから企業さんの一つ一つの取組が脱炭素につながっていくのではないかとということで、津市が自然エネルギー由来の発電をすればそれでいいんだという話ではないだろうというふうに思っておるんですが、どうもそのあたりの補助の仕組みがあんまりないんです。これが実は、環境省と経産省なりの省庁間権限争いなのかなんなのかっていうのは分かりませんが、省益みたいなのがあって、経産省なんですよね主に、企業向けのそういう補助金を用意したり。家庭向けはどうかっていうとほとんどないんですよ、国においては。自治体でやらないかん。今現にやっている補助金などは自治体の単独の事業でありますから、とりあえず今ZEHなり家庭用蓄電池などを設置する家に補助金を出そうとすると、地方の単独事業になります。津市の単費でやらなければならなくなります。ということで、それほどですね、大きな金額を入れられるのかというところではないのですが、例えば東京都がやっている、家庭用のソーラーパネルを屋根置きするものに対してですね、壮大な補助金を出してますね、東京都は。今東京はですから、どんどん住宅メーカーの半分ぐらいのシェアをとる20社ぐらいに対して補助金を出して、それで価格を引き下げるといようなことをやってます。それぐらいのことをやらないといけないので、三重県全体でそれをやってくれるのであれば、県にそのような施策を提案していくということもあり得るというふうに思っています。 いずれにせよですね、財源の話は非常に鋭い指摘で頭が痛いところではありますが、いろんな財源を確保できるようにですね、今後関係のとこ
----	---

	ろと詰めていきたいというふうに思ってます。
塚田会長	ありがとうございました。 他にご意見はございますか。では、金子委員。
金子委員	三重大大学の工学部工学研究員の金子でございます。 地域脱炭素推進事業でまず、素晴らしい計画がされているかと思えます。一つだけ質問で、再生エネルギーの導入ということで、これまでバイオマスとかメガソーラーとかいろいろなこれまでの取組、今後も継続ということで取り組まれてくんだと思いますが、新たに展開する取組で、イノベーションにより社会実装される再生エネルギーの活用ということで、水素等が記載されておりますが、なかなか水素等ですね、ステーションが全国的にも少し普及がまだゆっくりかなという思いがありますが、津市におかれましてはこういったところを先進的に何か活用ということで、将来的なご計画等があればお聞かせいただきたいと思います。
環境部長	はい、私、木村の方からお答えさせていただきますと、このカーボンニュートラル、脱炭素の取組はですね、国、それから県レベル、それから地方自治体・基礎自治体の取組、いろんな役割もありますし、市長が今申し上げました、民間部門、それから行政の取組、生活者で願います、いろいろあります。 ここに資料に書かせていただいた、「イノベーションにより社会実装される再エネの活用」というのがですね、これは津市がイノベーションを起こして新しい技術を開発していくということではございません。当然、そういうことの役割は、地方自治体に直接的に課せられているものではないと考えております。これは民間、大手企業さんが、国がですね、いろんな資金の調達の手立てを講じて、今まさに熱心に取り組まれていることですので、そういうった中で、水素、アンモニア、メタンなんかが今開発途上にあるというふうな状況でございますので、これが社会実装されるであろう、これは国が目標として掲げておりますので、国の目標を視野に入れてですね、そういう社会実装がされていくものについて、地域としてもどんどんと、可能性としては裾野を広くですね、取り組んでいくべきであるという、そういう考えであげさせていただいております。
金子委員	ありがとうございます。
塚田会長	ありがとうございます。 他にございますか。はい、筧委員。

算委員	算でございます。おはようございます。 今月号の10月1日、今日コピーしてありますように広報でも、まさにゼロエミッションのことについて、それから三重の広報にもゼロエミッションみえプロジェクト、まさに今のこの時期、先ほど部長の方から国でも推進しているということで、まさに地域の皆さん方、住民の皆さん方に啓発しながら進めていくとても大事な時期だと、こう思っており、今回参加させてもらいました。 そのような中で、いろんな計画が立てられているんですけども、やっぱり一つ、とっても大事なことだと思いますけれども、これから地域の皆さん方に啓発をしていくには、負の側面というのもきちっと、そこらも提示しながらしていかなければならないんじゃないかなと、こう思います。 市長さんのコメントの中に「市内の全電力消費量の55%を再生可能エネルギーで賄い、市町村設備量ランキングでは全国3位となっています」、まさにこれは誇れることだと思います。しかし本当にそうなんだろうかということ、今後5年間、50年後したらどうなるのだろうか、ということ。 ちょっと話させてください。今から50年ほど前、雲出川の私の住んでいる一志郡はゴルフ場の建設ラッシュに明け暮れました。そんな中で、里山はゴルフ場に化していきました。今、ゴルフ場の3分の1は、まさに太陽光の基地になっています。多分、かつてゴルフ場だったその区画が、こういう形でできてくるんだと思うんですけども、ゴルフ場であれば芝生が生えてありました。そして、コースを区切る樹木もありました。でも今、ソーラーパネルになったことで、芝生は全部はぎとられ、コースの区画になっていた樹木、コースに辛うじて植えられてた樹木は全部切られた、つまり日陰になるから。まさにそこは無機質のパネルに覆われています。3分の1のゴルフ場がそうなっている。そして波瀬のように、今までなかったところに広大なパネル基地ができます。今部長のお膝元でもまさに縦覧をされていますけれども、三ヶ野にも今後大きな太陽光の基地ができそうです。そうしたときに、先ほど言いましたように、無機質なパネルをどうするんか、膨大なパネルをどこで誰がどう処理するんか、今ももちろん大事ですけども、5年後10年後50年後、どのようになっていくんか。これは多分2の事項にくると思いますけれども、適正な形の部分をしていく、今から先見性を持ちながら、そのとき場当たりではなく、負の部分、マイナスの部分、そこらもきちっと提示しながら、市民の皆さま方にそこらを進めていくことがとっても大事なんじゃないかな、そういうふうに思いますけれども、そこらあたりをどうでしょうか。
市長	算委員ありがとうございます。

その通りでありまして、太陽光パネル等の自然由来エネルギーが善であって、化石燃料を燃やして作るエネルギーは悪であるという、そういう考え方はもちろん私もとおっておりませんし、少し前、自然エネルギーが出始めた頃はですね、比較的買取価格が高く設定されていた頃はですね、若干そういう風潮があったように私も感じておりました。ただ、現実にはですね、太陽光パネル一つとってみても、その置き方、あるいはどこにどのようなかたちで発電をするかということによってですね、全然周りの生活環境に及ぼす影響が違ふ、あるいはですね、今ご心配のように、自然の中での置き方、開発にもなる訳でございます。そこはさまざまご議論があるかというふうに思います。したがって今日この（事項）1でこのようにお話しをさせていただいて、この後（事項）2でご議論いただくガイドラインなりですね、こうしたものについては適正な設置ないしは維持管理がなされないといけないという意味で、風力にしても太陽光にしてもですね、しっかりとそのあたり考えていかなければいけない。

少し別の例を挙げますと、例えば、全国3位の設備量の内の一つにバイオマス発電があるんですけども、このバイオマス発電の原料となっている燃やすものがどこから来るかというところでですね、輸入されてくるパームヤシだったりするわけですよ。そうすると、輸入段階でどれだけエネルギーを使って持って来ているかというようなことなど考えると、スポット的にうちのローカルのあの工場で作ってる電気は確かに自然由来で、しかもビジネスが成り立つ形で作られているというのは分かるんですが、トータルでみてどう、という話は運用の中で考えていけないといけない話で、木が美杉の山で切られて作業道等がないところで残置されてくる、現地に切り捨てられてくる、こういう材をですね、搬出支援というのを森と緑の県民税の財源を使って補助金を出して、そしてチップ化してですね、発電の材料にするというようなことをやっている。これはまさに地産地消、津で行われている間伐の材をですね、津で燃やして電気に変えているという、地産地消なんですけど、南の島から来るパームヤシをここで燃やしているのがどうなのかというのは、ずっと議論はしていかないといけないところだと思います。しかしそこは、企業さんの中の話なので、割と表に出にくい話なんですけど、今の太陽光なり風力は、まさに生活環境なり身近にあるところでありますので、そこはですね、かなり丁寧なガイドラインなりが必要なんじゃないかということで、どのような形でそれを津市としての提示の仕方にしていくかということとはですね、これは大変大切な課題だというふうに受け止めています。

塚田会長

ありがとうございます。

他にございますか。じゃあ、曾山委員。

曾山委員	市長、ありがとうございます。先ほどあった、環境省の曾山でございます。
市長	環境省、ごめんなさいね。
曾山委員	市長の誤解だけ、少しだけ解かせていただきます。 補助金についてなんですけど、環境省と経済産業省の線分けをですね、目的が違う、環境省はCO₂削減、経済産業省は省エネというところと同じ予算を使っているという形になっています。おっしゃる通り、先行地域の方100選ばせていただいて、1次採択の時にはやはり市長の言われた通りのものが出てきたかなと思っております。時間的なものもあってこなれていないというものが多いです。ただですね、自治体の補助金の方は事業に対して3分の2しか補助を出さないの、残り3分の1、億単位のお金を自治体さんに用意してもらおうということになるので、間違いなく、企業さんと連携をしないとできないというふうな事業の仕組みをかけさせていただいております。 そういったことで補助金についての誤解については少し置いて、地産地消のエネルギーなんですけど、やはり津市の中でちゃんとエネルギーを使うということをしていただかないと、津市のCO₂が下がらないということになりますので、地域の中でちゃんと地産地消できる仕組みがいいかなと思って聞いておりました。ですので、今後の拡大っていうところについては津市の中で何に使う為のエネルギーをどこに置くのかというところの議論をこの場でできればなというふうに思って聞いておりました。 もう一つ、メタンだとか水素だとかCCUとかっていう言葉が入っているんですけど、これもう実際にですね、名古屋の企業さんが、CCUSで集めたCO₂を水素と組み合わせてメタン化させてそれを一般家庭に送りたいという事業を模擬的にやりたいというものが実際に出てきております。今その候補地を探していますので、そういう企業さんとの結びつきもありなのかなというふうにお聞きしておりました。 もう一つ、森林環境譲与税の話になるんですけど、こちらなんですけど今、三井住友信託銀行さんが西栗倉村という岡山県のところで森林信託という仕組みをやられています。森林信託自体は木材を、資材を信託に入れて、それを売れたときに出した出資の方がお金を払うという仕組みなんですけど、それに一番絶対に必要になってくるのが、土地の境界を明確にするという作業があってですね、土地の境界が実は山間地に行くともあまり明確になっていなくて、信託にできないという問題があります。もしそい

市長	うったこととお考えであれば、この森林環境税、境界の確定とかに使えるはずですので、こういったことでしっかり確定して、その森林をどう守っていくのか、どういうふうにお金を集めてくるのかというような仕組みも考えてみてはいいんでないかというふうにお聞きしておりました。以上です。 はい、曾山委員ありがとうございました。 ちょっと過激な発言をしましたんで、ご迷惑をおかけしました。あえて申し上げることで、今、逆に応援をしていただいたようで、発電をしなくてもですね、あるいは発電が中心でなくても、地域脱炭素の先進都市に行く道があるんだなということを今教わりましたので、我々もそこはいろんな可能性を探ってみたいと思います。ありがとうございます。 それから事業者のご紹介をいただきましたが、まさにそういう技術開発がですね、私ども地域の脱炭素の取組に本当に繋がっていくと思いますので、我々としてはそういう新しい情報をしっかりと受け止めながらですね、取組をしたいというふうに考えております。 最後の点なんです、まさに森林環境譲与税の使い方としてですね、津市の場合は経営管理権をお持ちの方、つまり山主さんにどうしますか、今後この山を自分で管理しますか、あるいは任せますかということをお聞きしております。今まで答えをもらったところは、3割ぐらいの方が自分でやるとおっしゃっていますが、7割近い方が任せるというふうにおっしゃっています。そういう状況でありますので、任せられる我々がどこからどこあなたの山ですかというのを分からないとですね、さっきの話と似ているんですけど、どこからどこまでを間伐入れていいのか分からないので、境界確認を全部やっております。初めて自分の山がどこからどこか分かった、という声も聞かれたりしている状況でありますので、ぜひ我々としてはですね、森林環境譲与税で最初、山をどうするかという方向性をきちっと早めに決めて、そしてさらに山の整備をしていきたい。 実は、川下からはですね、若干批判めいた、私の今の進め方に対して批判めいた発言も時々聞かれます。つまり、大都市部はですね、多くは木材利用に森林環境譲与税を使っているんです。津市は全然川下に使わないじゃないか、どうするつもりだ、と言われるんですがちょっとお持ちくださいというふうに言っています。まず、あなたの森はどうしますかということをお尋ねしたうえで、そこを明らかにしたうえで方向性が決まります。その段階で、木材利用にもしっかりとお金を回していきたいということをお話しをさせていただいているところでございます。 森委員、何か追加的なご発言があればどうぞお願いします。
-----------	--

森委員	中勢森林組合の組合長の森でございます。 (森林) 環境譲与税のお話しができましたので、今の取組状況をお話しさせていただきますと思いますが、西栗倉村の先進的な取組も承知をしておりますけれども、津市におきましてはですね、先般、税の事業化率の話があつて全国的には半分ぐらいしか使っていない市町があるということですから、津市は9割を超えてですね、全国でもトップクラスです。去年でしたか、広島で大きな会議があつたんですけれども、津市と森林組合が講師に招かれて行くような状況で、非常に先進的と言いますか、積極的に取り組ませていただいております。 境界を確定するにはですね、地域の皆様方の協力が必要でございますけれども、今各地域で説明会等をやらせていただいておりますが、出席もたくさんしていただきまして、また毎日のように所有者の方はですね、組合にも訪れてきていただいております。この税を有効活用しまして、先ほど市長がおっしゃられましたけれども、まずどういうふうにしていきたいかという、所有者の皆様の意見を聞いた上で、境界を確定させていただきます。その後間伐に進めていくということで、芸濃町から始めまして、もうすでに間伐に取り組んでおる地域もございます。今年から白山町と久居で意向調査等も進めておりますけれども、来年また新たな市町で取組をさせていただきますというふうに思っております。以上です。
塚田会長	はい、ありがとうございます。 他にございますか。 今のことについて、ちょっと森委員にお伺いしたいんですけど、間伐材ってどういうふうに、その後処理されるというか、なっていくんでしょうか。
森委員	間伐はですね、成立本数でだいたい、場所によりますけれども2割とか3割とか。作業道具っていう大きな重機、ユンボっていうのがございますね、あれの先に木を切る道具を付けましてですね、作業具を使って木を切って出します。先ほどの旧日本鋼管のところのバイオマス発電がございますけれども、いい木はですね、市場へ出して、少しでも所有者に還元できるようにしています。市場は美杉村にも市場はあるんですけれども、松阪とか伊賀にもございます、鈴鹿にもございます、県外にも奈良にも西垣林業さんというのがあるんですけれども、そういったところにも出しております。また県外のバイオマス発電事業者の方から売ってほしいというようなところにつきましても材を出して、有効活用して、山に木を残しておきますと、また災害のときにですね、非常に下流にご迷惑をおかけすることになりますので、できるだけ活用するという方向で取り組ませていただい

	ております。
塚田会長	ありがとうございました。ぜひ、津市のバイオマスだとかで燃やしていただきたい。
市長	一番出ていくのはどれぐらいの割合ありますか、売れる日というのは。
森委員	その場所によるんですけれども、バイオマス発電と市場と半々くらいですね。三重県には9つの森林組合があるんですけれども、我々トップですね、2万3千立方ほど毎年生産をさせていただいております。他の組合のことを言ってもあれなんですけれども、桁が違うぐらいの取組をさせていただいております。これも津市さんからいろいろな補助事業をいただいております。これもおかげかなというふうに思っております。
塚田会長	ありがとうございました。よく分かりました。 他にございますか。どうでしょうか。 あの、私もちょっとしゃべりたいので…。 今までの皆さんのご発言を伺っていますと、もちろん化石燃料を燃やすこと、私は結構悪だと思っているんですけど、も悪だし、一方でメガソーラーとか風車とかで少なくとも無秩序に自然を壊していくのももちろん悪であるというふうに思っていて、身動きがとりにくいところもあるなと思うんですけれども、やっぱりそういう時って、資料でいうと3ページの右下のプラットフォームの設置のところを見ながら思ってたんですけど、やっぱり節約ということ自体もすごく大事なことなんだなと思ってます。その中でいうと、企業さんの節約ってやっぱりすごく進んでいて、一般家庭の方が進んでいないんですよね。だからプラットフォームのそこ大事だなと思いながら伺っていたんですけど、やっぱり私たち、お金だけで動くんじゃなくて、こういう情報、自分の行動がどれだけの炭素の排出の削減につながっていくのかなっていうのをいっぱい情報をここに集めていただければ、それを見ながら、じゃあこんだけやろう、というふうな人もいっぱいいるんじゃないかなと思うんですよね。そういうふうな情報がいっぱい集まるようなところにしていただきたいなと思いました。以上です。 他にございますか。はい、お願いします。
横山委員	横山と申します。よろしく願いいたします。 これまで皆さんすごく大きな範囲の話をさせていただいたんですけど、私は一つの家庭の主婦として、ごみ出しの大切さというんですかね。

市長	2050年カーボンニュートラルと初めて聞いたときに、菅さんが総理大臣の時だったかしら、なんとするのか、どんなことをしたらいいのかなというのが実状でした。それが最近、前葉市長と業者さんの締結を結ばれた写真とか、新聞とか広報で出てまいりますので、こういうことが一つの行動なんだということが分かってきましたし、ペットボトルからペットボトルを作っていくというお話を聞いてみても、だからこんなに綺麗に洗ってペットボトルを資源ごみとして出さなきゃならないんだってというような、本当に些細なことなんですけど、家庭で実践できるということを感じるようになりました。だから先ほど会長さんもおっしゃったように、広報の大切さ、新聞で実際見てみますと、こういうことをなさってみえるんだ、こういうことを私達もお手伝いしたらいいんだということを感じることができますので、これから、広報の方をよろしくお願いしたいと思います。 特に私の住んでおります地域は62%の高齢化率というようなところですよ。また特に、私の住んでいるところは68%っていう高齢化ですよ。そうすると、そういうことを理解する人が少ないんですよ。お手伝いをして、そういう人達が自治会なんかで集まったり、老人クラブなんかで集まったりした時に、ペットボトルはこんなに綺麗にして出すのよ、そしたらちゃんと使ってもらえるのよ、大概の紙は再生利用ができるから、燃やせるごみに出さずにこうするのよ、っていうような、手を取りながら話をするっていう大切さっていうのを感じておりますので、大々的なことももちろん大切なんですけど、そういう小さな集まりでみんなに周知をしていくっていう大切さを感じておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。 横山委員、ありがとうございました。 その通りでありまして、実際に我々もこのペットボトルの水平リサイクルの広報をするときにですね、やっぱり市民の皆さんにペットボトルを綺麗にして出してくださいということをお願いしたいということで、環境だよりなんかもですね、そういうところを広報させていただいておるんですが、600トンが2,500万本にというふうに言いましたけれども、実は700トンなんです。というのは、700トン集めているんですけども、100トンぐらいいはですね、汚れてたり、非常に状態が悪くてですね、これをこのままリサイクルにまわすと、リサイクルの質が大いに下がってしまうということではじかれる分なんですよね。それをですね、少しでも少なくしていくということによって、生まれ変わるペットボトルの数が2,500万本が2,600万本なり700万本なりというふうになっていけばいいなというふうに思っております。
-----------	---

塚田会長	ありがとうございます。 他にございますか。 それでは、これぐらいかと思います。事務局は委員から出されました意見を尊重して、環境施策に生かしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局（江角）	すみません。途中ではありますが、市長はここで退席をさせていただきます。
市長	はい、この後もご審議ぜひよろしくお願い申し上げます。 本日はありがとうございます。
事務局（江角）	順番が前後しますが、本日の会議資料の確認をお願いします。 まず始めに、本日の「事項書」でございます。次に、「津市環境審議会に係る意見シート」でございます。そして、郵送いたしました資料１２点につきましては、「事項書」に記載をしております。資料の右上に番号を振ってありますので、資料が揃っているかご確認ください。よろしいでしょうか。 差し替えをお願いしたい資料がございます。資料３－２「津市環境基本計画実行計画 中間見直し（案）」の１７ページ目、最後のページを、右上に差し替えと記載のある資料へ差し替えていただきますようよろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。では、引き続き塚田会長よろしくお願いいたします。
塚田会長	先ほど市長より説明いただいたのが、事項１となりますので、次に事項２に入ります。「適正な再生可能エネルギーの導入促進について」です。それでは、説明をお願いします。
環境政策担当参事（兼）環境政策課長	はい、環境政策課長です。 それでは事項書２のですね、適正な再生可能エネルギーの導入促進についてご説明させていただきます。 先ほどのですね、再生可能エネルギーを進めていくにあたって、ご意見が出ておりましたが、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一つとして、温室効果ガス排出削減のため、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの転換がございます。再生可能エネルギーの例として、風力や太陽光など自然エネルギーを利用するもの、バイオマス発電のように自然由来の非化石燃料由来を活用するものがございます。こ

れら再生可能エネルギーには、それぞれ特徴があり、設置や稼働の際に、周辺環境に影響を及ぼすものがある、ここ数年でも市内における再生可能エネルギー施設の設置について、多種多様な苦情や相談が寄せられている状況です。そのため、市といたしましては、再生可能エネルギーの導入を促進していくとしても、地域の環境を踏まえ、促進していくべきと考えており、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入に向け、今後、委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、津市における再生可能エネルギーに対する相談と、その対応について、ご説明いたします。現在、市内では、再生可能エネルギーとして、風力発電施設、太陽光発電施設、バイオマス発電施設、それから小水力発電施設がそれぞれ稼働しています。風力発電については、設置手続きの際に、環境アセスメントを通じて、地域住民の方から意見を事業者が頂戴しています。また、太陽光発電では、より身近であることもあり、市が直接苦情や相談を頂戴しています。では、このような苦情など相談内容に対して、市がどのように対応してきたのかについては、市は相談があれば担当者が現地確認などを行い、アセスメントや、国や県のガイドラインに沿って実施されているのかを確認の上、事業者に対して適正に行うよう指導を行い、対応されない場合は、市から国や県の相談窓口に連絡しています。それぞれの発電施設については、国のガイドラインが示されており、固定価格買取制度を定める「FIT法」の認定を受ける施設については、このガイドラインを遵守するよう求めています。

次に、ガイドラインを簡単にご紹介いたします。お手元の資料２－１、及び資料２－２がそれぞれ風力発電と太陽光発電のガイドラインになります。両ガイドラインでは、発電事業を実施するに当たり、事業計画を策定する際に、配慮や確認しておくべき事項が列挙されています。資料２－１の風力発電であれば８ページ、資料２－２の太陽光発電であれば９ページにそれぞれ、地域とのコミュニケーションを図りながら、進めるよう求めていますし、次のページには、設置を検討する際には関係する法令を確認すること、設置する土地によっては法令の適用がない土地であっても、土砂災害や景観に配慮した設計が必要な場合があることが記載されています。

続いて、身近であり、直接市民の方から苦情相談が寄せられている太陽光発電についての状況をご説明いたします。ガイドラインが策定された平成２９年以降に市に寄せられた苦情内容を取りまとめたものを資料として配布しております。それが、資料２－４でございます。こちら（資料）２－４の３枚目をご覧ください。苦情内容を国への報告サイトなどを参考に、項目を整理しております。地域別には、津地域や久居地域など市街地の施設が多く占めており、具体的な内容は、雑草が繁茂していることや、

	標識・柵が設けられていない、業者の説明不足などです。なお、苦情は発電規模が50kW未満のものが7割を占めています。これは、資料2-3の三重県のガイドラインにより、50kW以上の施設では県と市に計画概要書を提出することとなっており、事前に法令に基づく手続きや、地元への説明などを、あらかじめ指示できることが一つの理由となっていると考えております。 このように苦情や相談に対して、どのように対応するかについて、全国の自治体も苦慮しているようで、国の外郭団体の調査では、太陽光発電を中心として規制条例が令和4年8月13日現在で199制定されております。その代表的な内容を資料2-5にまとめております。A3の資料です。条例制定の背景は、太陽光発電施設の設置に伴う開発行為について、一般の宅地造成などの開発事業とは異なり、都市計画法による制限がないことから、防災面の安全性、自然環境や景観の保全、地域住民とのトラブルなど様々な問題が発生しており、一定の規制が必要と考えられていることによります。 後半は、太陽光発電が中心となりましたが、今後、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、どうすれば適正な再生可能エネルギーの導入促進が図られるのか、無秩序に再生可能エネルギーを導入するのではなく、地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入に向け、本市も他市のように規制条例の制定やガイドラインなどルールづくりが必要と考えております。そこで、今後、委員の皆様など広く意見をお聞きしながら、ルールづくりを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 なお、今後のスケジュールにつきましては、来年1月に当審議会の開催をお願いして、委員の皆様から意見をお聞きした上で、ルール案を策定してですね、来年7月頃に当審議会でご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。
塚田会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、事務局から適正な再生可能エネルギーの導入促進について説明がありました。 皆さん、ご意見ご質問はございませんか。では、原委員。
原委員	すみません、先ほどですね、筧委員の方から(意見の)あったことに関連するんですけども、太陽光パネルの設置をですね、グーグルマップで見るとですね、本当に変な形、ゴルフのコースの形で設置されているのが顕著に分かるんですね。これはどうしてなのかなと私思っていたら、先ほど筧委員の説明があったので、ゴルフ場を太陽光パネルにしたと。で、50k

環境保全課長	W未満の設置については、詳細な計画書なんかは必要でないということ、そういうものがどんどん増えていくのが現状なんでしょうか。ガイドラインの詳細をまだ読んでないんですけど、例えばですね、50kW以上については計画書を出して、設置前の環境、設置後の環境の環境アセスメントの義務とかなんかはないんでしょうか。 それから将来的にですね、別の地域では海上にも風力発電が設置できると思うんですけど、まあ海上だと漁業権の問題もあるんでしょうけれども、実際に人が住んでいる山里よりも案外、いろんな負荷がなくてくるんじゃないかなと、素人考えで予想するんですけども。事業者が申請をするために津市周辺では海上風力発電っていうのはあまり計画されていないんでしょうか。この3点ぐらいについて、もし分かることあればご回答いただけるとありがたいんですけど。 環境保全課の伊藤でございます。 まず太陽光発電の設置に関しての規制というか手続き的な話をちょっと申し上げますとですね、三重県が50kW以上の太陽光発電施設につきましては、ガイドラインを設けておりまして、計画の概要書を県と市に事前に提出するというようになっております。その関係で、要は規制ではなくて手続き的な話として、国のガイドラインもそうなんですけど、地域に説明をするようにとか、こういう考え方で進めるようにっていうのを書いてございますので、そういう所をまず先に。例えば50kW未満だと、現在ないんですけど、例えば50kW以上であればこの地域に先に情報が入りますので、まずこの地域に先に説明に行ってくださいと、そういうことを事前に指示できる状況にございます。それと必要な関係法令ですね、例えば森林、森林とまで言わなくても、例えば木を伐採するにしても当然届け出が必要だったりするというのがございます、一例としてですけど。そういう事前に必要な手続きを必要な所管にちゃんと協議をしたうえで進めるようにということで、例えばこの苦情内容にもあるんですが、ある日突然田んぼの横の山がボンと削られて、太陽光パネルが設置された。その水が土砂が流れてくるような状況になったという苦情があったんですね、そこは事前に、ここは用水が走っているのでちゃんと施工しなさい、とかそういう指示ができる。50kW以上についてはそういう手続き的な整備、指示ができる状況にございます。現状としては苦情件数なんかもそうなんですけど、50kW未満のものについては割と私どもにも情報が入ってこないというのもあって、ある日突然業者が来て、太陽光パネルを設置していったみたいな状況は現状としてございます。まず一つ、そのあたりをご説明させていただいた方がいいかなと思います。 アセスメントにつきましては、かなり大型の開発面積を伴うものがアセ
--------	---

	スメントの対象になっておりますので、メガソーラーぐらいの大きさはもっとかなり大きいんです。環境アセスメントというと周辺環境の調査も含めて相当時間のかかるものということを考えたときに、その辺も必要なのかどうか、簡易アセスでもそうですけど、どのぐらいの規模であれば必要かどうか考えていく上では、議論が必要になってくるのかなというふうには思います。今の制度では相当大きな太陽光発電でないと、例えば国の環境アセスメントでも4万kW以上ですね、国のアセスで4万kW以上ですし、県のアセスメントでは太陽光はないですね、かなり大型なものになりますので、ではどのぐらいの規模であれば環境を配慮した調査が必要であるかというは多少議論が必要になってくるかなと思います。
塚田会長	ちょっと補足させていただいても。環境アセスメントについてちょっと補足させていただくと、三重県の環境アセスメントはメガソーラーだからということはありません。造成を伴うような事業で、事業の面積が10ha以上であれば簡易アセス、20ha以上であれば本格的な条例のフルアセスと言いますか、その対象になってきます。これは必ずしもそうでないかもしれませんが、ゴルフ場のゴルフコースの形のままソーラーパネルを貼ってあるようなとき、これは造成を伴わないでそこに貼っていることが多いです。ですので環境アセスメントの対象にもならないと。今回、津市で新たにゴルフ場の、今刈ってるゴルフ場、一志の…あそこは造成する計画だということで環境アセスメントの対象になっています。
環境部長	あと、2点ほどお答えさせていただきます。 太陽光はですね、ゴルフ場の跡地にできるような大きなものから、小さな50kW未満のものまである中でですね、委員今おっしゃられたのが割と小さな規模がたくさんあるのでそういったことでですね、いろんな支障が出るのではないかなというふうなこともおっしゃっていただいたと思います。その辺をちょっと紹介させていただきたいと思います。 令和4年8月19日現在のまとめ資料なんですけれども、市内の太陽光発電施設ですね、これはFIT認定という、国で認定を受けた発電施設の発電出力規模がですね、太陽光だけですと43万840kW、なかなか数字を聞いていただいてもどんなものかというのが分かっていたきづらいと思いますけど、430MWですね。それがですね、そのうち10kW未満のものの割合がですね、全体の11%です。ですので、ゴルフ場跡地にでき、すでに稼働しているものは30MW、40MWというような大きなものなんですけども、それらを合わせて市内全体で430MWという規模の中で、10kW未満の小さなものは確かにたくさんあります。それが占める出力規模ベースでいくと、4万6千915kWでパーセンテージ

	にして11%を占めます。一方でですね、認定箇所数でいきます。面積ではありませんので、認定箇所数で申し上げますと、太陽光の発電認定数は先ほどの430MWの規模のもので箇所数は1万4千439か所、約1万4千か所あまりの発電施設があります。これはメガソーラーから小さな10kW未満のものまで含めてでございますが、箇所の割合でいきますと、そのうち10kW未満のものが1万322か所です。全体は1万4千439か所ある中でですね、10kW未満のものが1万322か所になります。率にして71%です。ですので全体の発電出力が10kW未満のものが11%ですが、箇所数としては71%を占める、そういうことですね、先ほど参事の方からご案内申し上げたように、市の方にもいろいろお困りごとのご相談をいただく件数からいくと、やはり小さい規模のものが多く、特に50kW以上のものは県のガイドラインで事前に計画概要書を届け出ること、ということになっておりますが、50kW未満ものはですね、そういう手続きが現状はございませんので、そういうフィルターがかからないというのも一つの原因ではなかろうかというふうな考えでおります。 それともう一つ、洋上風力のことでおっしゃっていただいたと思いますが、管轄としては洋上風力になりますので国それから事業者が計画されるというふうなことで直接的に市が関係・関与するというものではございません。ただ、国の動向を見てますと、環境省の方もいらっしゃいますが、今後のエネルギーミックスですね、将来に向けた電源構成の表を拝見しておりますと、再生可能エネルギーの中でも風力発電、それも洋上風力の方についてですね、可能性を考慮されているようにも見受けられます。要は地上ではですね、たくさんの再生可能エネルギーが整備されてきている中で、洋上・海上の可能性なんかもこれから国全体では進めていかれるような情報も見受けられますので、私ども地方自治体としても、海の方ですね、そういうふうなことをしていただければ、していただきたいなという考えではございます。日本海側の東北秋田沖だとか九州の日本海側の部分だとか、いろいろ洋上風力の計画が示されておりますので、そういったところに期待の方はさせていただきたいなとは思っております。
塚田会長	よろしいでしょうか、じゃあ、他に。はい、覧委員お願いします。
覧委員	農地適正化推進委員をさせていただいています。農地の転用に関わる土地の立ち合いはここ一年間で随分変わってきました。今までは太陽光にするのは畑地が多かったです。家庭菜園で細々とされていた、部長の話にもあった、かなり小さな所で10kW未満のところが作りやすいということでしたので太陽光に変わってきました。ちょっと今一段落して、これから出てきそ

	うなのが水田です。つまり農審にかからない白地の水田が今後出てくるのではないかなと、こう思っています。そうした時に一番懸念されるのが、条例の中で今まできちっと指導していただいてそんなに苦情はないと思うんですけど、排水の問題がこれからかなりクローズアップされてくると思います。つまり湛水能力が非常に、太陽光のあのパネルですので、雨が降ったらすぐ流れます。そして流れた水は私たちの農業用水路に流されています。でも農業用水路のキャパというのは限られています。今までは畑地や水田でそこに湛水化されていたのが、もろに流れていきます。いっぺんに溢れる可能性がある。今後はやはり指導の中で、今までは生活上の問題の部分、臭いとか光とか温度とかそういうのがあったんですけども、やっぱり防災上の観点から排水の問題ということがこれからとっても大事な問題になってくるのではないかなと、こう思います。そこらも含めて今度の条例の中で農業用水に頼らない排水路、農業用水のキャパの中では処理できない部分をどのようにするのかっていうことも考えながらしていただくとうれしいなと思います。
畑井委員	よろしいですか。
塚田会長	じゃあ、畑井委員どうぞ。
畑井委員	先ほどですね、洋上風力の関係につきまして、原先生の方からご質問ありまして、市の方からも回答ありましたんですが、今、三重県でもですね、太平洋側の地域では洋上風力の計画がすでに具体的な形で進められていて、いろんな形で地元の方々と話もされています。伊勢湾の中でもですね、水面下でいろんな計画というのがございます。で、これが進められるとするならば地元の調整を取るのは大変必要なんですけど、一気に進んでいくことが考えられると思います。ただ、木村部長が言われたような形で日本海側の秋田県とか山形とかそういう地域と、伊勢湾の中でですね、地先の漁業をやっている地域を大切にしている地域というのは、非常に海への関わりとか環境管理はぜんぜん違いますので、その辺はですね、木村部長「推進してもらったら良い」というふうに言われましたけど、津市の場合については慎重に考えないとですね、景観の問題もありますし、地先で貝を取ったり、海苔をやったりされている方々との調整というのにも必要になってきますので、その点は考慮していただきたいと思います。ちょっと遮ったような形で申し訳ないですが、よろしくお願いします。
塚田会長	どうしましうかね、まず排水・防災の点についてのお答えいただけますか。

環境部長	覧委員のおっしゃられたことに対してでございます。 おっしゃりたいのは自然の芝生だとか山林だとかの植生のある箇所に雨が降った場合と、太陽光パネルが敷き詰められた所に降った雨の下流に流れるタイミングの話、流出係数の話になるのかなと思います。現状ではですね、太陽光パネルが今の制度上では工作物にあたらないという括りになっておるようで、開発にあたるかどうかというのは会長もさっきおっしゃられたように、アセスに関してでもですね、造成が伴うか伴わないかというところで判断されるところもありますが、委員おっしゃられましたとおり、私としても降った雨がつるつるの吸収力のない太陽光パネルの所に降った状態と、自然の山に降った状態での流出係数は変わるのではないかなと思います。ただその辺が津市内部ではそれをどう考えていくかという制度は実際ございませんので、そういった委員のおっしゃっていただいたこともですね、範疇に入れながらですね、今後いろいろ検討していきたいと思います。
塚田会長	ありがとうございました。 洋上風力のことについて何かございますか。
環境部長	すみません、三重県近辺・伊勢湾近辺での話は、一見知事がですね「推進していきたいな」ということをおっしゃってみえと聞かせていただいたこともございます。まさに畑井委員おっしゃられるように、海であっても陸であっても、そこに生活者や生業をしてみえる、いろんな活動がある、そこには当然配慮されるべきでありますので、委員おっしゃったとおりだと感じております。ありがとうございます。
塚田会長	ありがとうございました。 どうでしょう、他にございませんか。じゃあ、金子委員。
金子委員	すみません、素人質問になってしまうんですが、再生可能エネルギーの太陽光発電のゴルフ場の設置等の話が出たんですが、そういった話は不勉強で申し訳ないんですが、先ほど市長のお話で、省エネ・省資源でZ E H（ネットゼロエネルギーハウス）の話が出たと思いますが、2050年に向けて各家庭で太陽光パネルが普及していったとすると、例えば各家庭でも普及するし、例えば工場なんかでも一部自分の敷地内に太陽光パネルの電気を作ったりするシチュエーションが増えていったらとすると、懸念されている、いわゆる一か所に太陽パネルが集まっている、ゴルフ場跡地なんかには太陽光パネルがあるというようなシチュエーションは無くなってい

塚田会長	くというふうに思っでよろしいのでしょうか。
環境部長	どうぞ。 当然、再生可能エネルギーは普及促進していくべきものでありますし、その中で我々今の項目でですね、ご意見を頂戴しておりますのが、そうは言うものの無秩序で生活環境や自然環境に影響を及ぼすものはよろしくないものであるというふうな課題が見えてきておりますので、そこですすね、各ご家庭の屋根に置かれるというようなものはZEHなんかのすすね、そういった部分については、どれほど今苦情が市に寄せられている状況があるかどうかというともあまりないすすね、屋根置きの部分については。市に寄せられているいろんなご相談事については、委員からもいろいろご指摘をいただいておりますように、まず身近な生活に影響を及ぼす生活環境、生活の場にすすね、景観が悪くなるとか、音がするのではないかとか、まぶしいのではないかとか、そういった部分と、あとは大自然の中にすすね、大きく開発を伴うパネルとか風車が設置されるということで、生態系等を含めた自然環境にどのような影響を与えるかという懸念とかいろいろある中で、今おっしゃっていただいた部分は市街地で、ZEHなんかでいうとも市街地を対象とすることになると思うすすすけど、そこで今苦情をたくさんいただいているというのは空地なんかが増えてすすすね、そこを有効活用するための手段として太陽光パネルを事業用として設置されるというのが生活環境に影響を及ぼすということでご相談をいただいている方が多いです。すすすので屋根置きの部分についてはすすすね、これは想定ではありますけれども、家という工作物・構造物がある上の屋根にすすすね、太陽光パネルが置かれているということに対しては、生活の場にそういう構造物が置かれるということで、あまり違和感なくすすすね、周囲に受け入れていただいておりますのかなと思います。 そういったことを申し上げたうえですすすね、ZEHとかを進めていくともゴルフ場跡とかの太陽光パネルがすすすね、だんだん少なくなっていく方が良いいのかというようなことについては、ゴルフ場跡であっても適正な再生可能エネルギーであればどんどん残されるべきであるし、進められるべきであるし、市街地の中でもすすすね、そういうことで。我々は今後すすすね、どういった状況のどういったものがどういった影響を及ぼすかということをもう少し掘り下げて検討させていただいて、「適正な」一言で区切ってしまうことになるすすすけど、何が適正なのかというところを突き止めながら無秩序をなくしていきたいなと、そういうふうに考えております。
塚田会長	ありがとうございます。なかなか難しい所でもあるかなと思います。

曾山委員	他にございませんか。どうぞ、曾山委員。 ご説明ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、今回のこのガイドラインなり条例、条例にするのかガイドラインにするのかよく分からないんですけど、F I T売電の方のみ対象にするのか、自家消費の方は今の話だと対象にしないんですけど、今後なんですけど、自己託送とかオフサイトの事業っていうのも非常に出てくると思われるんですね。それって市として推進する部分もあれば、市として制限かけたい部分もあると思ってらるんですね。それを今度のガイドラインでどこまで踏み込まれるのかなというのを先に言うておいても…、要は自家消費分は除くだとか、F I Tじゃないと対象にしないとか、じゃあ自己託送はどうするのかっていうような、自己託送だと多分、ゴルフ場のレベルとどこかの企業さんが手を結んで、メガソーラークラスのものを作って、それをここの地域じゃない所に持ってっちゃうみたいな仕組みが、今実際に長野県と愛知県では起こっちゃってますので、そういうものが本当に対象になるのかならないのかという所は、このガイドラインの中では明確にしておいていただければなと思ってます。
環境部長	はい、ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。 自己託送と言われるのが我々の認識では普通、電力会社の送電網で発電された所から消費の所に電気が届けられるのを国の固定（価格）買取制度に乗っかってですね、売買されるというのが通常のルートであるとする、発電されたものを特定の者が消費するというものが自己託送となつて、F I Tにかからずという部分が自己託送というふうに認識をしておるんですけど、今おっしゃっていただいたように対象としては我々は、自己託送であろうがF I T認定であろうが、物理的な状況でですね、悪影響を及ぼすということであれば、それは対象にするべきであると考えております。ただ今、現時点ではですね、市レベルでそれを正確にどのぐらいの数があるかというのが、先ほども数字を申し上げましたが、国が提供、示していただいているF I T認定の資料に基づくものでございますので、自己託送分がですね、どのように把握をしていけるか、それからノンF I Tの部分をもどのように把握していくかっていうのは現時点では課題であると考えております。 そういったことも含めて今後取りまとめをしていきたいと思っておりますが、大切なご意見で、当初からそういうことを意識してですね、検討していくべきだというご意見だと思いますので、ありがとうございます。
塚田会長	はい、ありがとうございます。

環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	他にございますか。 なければですね、事務局は委員から出されました意見を尊重し、環境施策に生かしていただきたいと思います。 事項２はこの程度にとどめて、事項３に入りたいと思います。津市環境基本計画中間見直しについてです。それでは事務局から説明をお願いします。 それでは、津市環境基本計画中間見直し（案）について、ご説明申し上げます。前回７月に引き続いての事項になります。 再度のご説明になりますが、現計画の計画期間は平成３０年度から令和９年度までの１０年間ですが、『社会や環境情勢等の大きな変化』が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとなっております。 前回、中間見直し（案）をお示しし、個別の事業に対してご意見をいただきましたが、本編に対しては審議会の当日及び終了後も、特にご意見がございませんでしたので、７月にお示しした案で、進めさせていただきます。 それでは資料３－１は前回、新旧の対照表でお示ししたものを、今回は施策体系と章立てにしたものになります。新規、修正、削除したものは斜体の太文字にしてあります。 資料３－２のですね、津市環境基本計画実行計画をお願いいたします。資料３－２でございます。環境施策の推進にあたっては、年次報告における現状と課題を踏まえ、実行計画を立て、計画実現に向け取り組んでおりますので、環境基本計画の見直しに合わせ、見直した施策体系ごとに、取組内容を整理いたしました。表中の「施策の内容」で網掛けの部分が、環境基本計画中の「取り組む施策」で変更となった部分です。この変更等により具体の取組内容を変更したものもあれば、具体の取組内容がそのまま変更がないものもございます。それでは、ページ右端の欄に記載の、具体の取組内容に変更があったものについて、個別にご説明させていただきます。 １ページをお願いいたします。②「エコサークル事業の実施」についてです。令和元年に立ち上げたエコサークルですが、本日市長から説明がありました地域脱炭素推進事業の取組の一つとして、あらゆる主体が協力・連携するための取組であるプラットフォームを活用したエコサークルの充実を目指します。 ５ページをお願いいたします。５ページでございます。①「レジ袋有料化への取組の継続」ですが、レジ袋が有料化されたことから、マイバッグの利用促進に変更を行いました。 次、６ページをお願いいたします。プラスチック資源循環促進法の施行
------------------------------------	---

	により、追加をした施策になります。①の啓発と②の分別の見直しを具体の取組内容といたしました。 7ページをお願いいたします。ごみ出し支援については①「日常ごみの一時集積所までの排出が困難な方に対するごみ出し支援の検討」と②大型家具等ごみ出し支援事業は、既に実施している事業でございますことから、実施から継続に変更いたしました。 8ページをお願いいたします。②「施設の更新計画の検討」の一つ「焼却処理方法等の検討」について、焼却ありきではない「処理方法等の検討」に変更をいたしました。 9ページをお願いいたします。②「地球温暖化対策実行計画等の進行管理」については、現在、第1次地球温暖化対策実行計画を終了し、第2次地球温暖化対策実行計画の期間中であることから、統合を行いました。同じく9ページの①「クールシェア、ウォームシェアの推奨」はクールシェア、ウォームシェアを含む日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択（クールチョイス）」をしていくという環境省の取組を取り入れました。 10ページをお願いします。一番上の欄、②「クールアースデー事業の継続」については、環境省による「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」がLED照明の普及状況に鑑み、呼びかけを終了したことから削除を行い、③「M-EMS認証取得費補助事業の継続」を、「事業所等への脱炭素経営の推進啓発」にシフトいたします。 12ページをお願いします。空き家の利活用について、②津市空き家有効活用推進事業補助金を創設し、継続運用を目指します。 13ページをお願いします。②「狂犬病予防集合注射の継続」について見直し、「未接種犬の所有者への啓蒙」を進めます。 説明は、以上でございます。実行計画については、施策の内容を起点に、具体の取組内容についてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
塚田会長	はい、ありがとうございました。 ただ今事務局から津市環境基本計画中間見直しについて説明がありました。 皆さん、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
原委員	13ページなんですけども。狂犬病予防集合注射の変更点が、「啓蒙」となっているんですけど、他の部分では「啓発」という言葉を使っているんですけど、特に意味があるんでしょうか。
環境保全課長	環境保全課長でございます。

	すみません、具体的な方法としては書いておりませんが「啓発」ではあります。「啓蒙」はちょっと印象が違うというご指摘であれば、ここは直させていただきます。
原委員	「啓蒙」という言葉は最近はですね、差別用語ということで「啓発」にしようというふうに言われているので、「啓発」の方がよろしいのではないかと。
環境保全課長	ありがとうございます。
塚田会長	他にございますか。どうぞ、横山委員。
横山委員	横山です。 最終処分場の減量化っていうことで、ごみの分別方法の周知・徹底を図るっていうことが出てきてるんですけど、確かに私の所の最終処分場を受け付けた時に15年の稼働ということを当初は聞いておりましたけど、今のところまだもっと延びるんじゃないかなという感覚を持ってるんです。そしてその処分場へ運び込まれたごみ、それを出張所へ参りますと、どれだけ運び込まれたっていうのが記録としていつも表示されているんですけど、昨日一昨日ですかね、出張所に行って参りましたら、令和3年の5月分までしか記録がないんです。後はいただいていないと係の者が申ししておりましたので、もう4年の10月でございますので、4年の9月までは報告をしていただいておりますので、それはよろしく願いします。 そしてもう一つ、刈った草とか木を燃やせるごみに出さないように、なるべくいろんな方に利用できるようにっていう項目が出てくるんですけど、私いつも思ってるんですけど、主に県道なんですけど、市道もありますが、刈った草をパッカー車がちゃんと利用できるようになって、ちゃんとパッカー車が付いてきて、その刈り取った草を皆それに積み込んでいるのをよく見ます。あれは結局は焼却場に運ばれるんじゃないかなと思ってんですけど、業者に草刈りを委託する時にパッカー車を借りるっていう費用もちゃんと予算に見込んであるのかなっていうふうに思っております。パッカー車を利用する前に一度、刈り取った草の不法投棄なんかがありまして、業者が処分されるっていうような記事も新聞で見たことがありますので、適正な処理がされるっていうことが大事だと思いますが、パッカー車の行き先はたぶん焼却場に行くんだらうなっていうふうに思っているんですけど、そういうその利用の仕方っていうのは考え方が他にあるんじゃないかしら、あれですと燃やすしかないと思うんですけど。

塚田会長	はい、事務局どなたかどうぞ。
環境施設担当理事	施設担当理事の辻岡です。 刈った草の話ですが、建設部の中で北工事事務所・南工事事務所で草刈りの発注をしておりますが、仕様書の中には堆肥化施設に搬入をすることということで、公共から市役所から発注している草刈りについては、堆肥化施設に搬入されていると認識はしております。
横山委員	何施設？
環境施設担当理事	堆肥化施設です。
横山委員	そうですか。そういうのがあるんですか。
環境施設担当理事	あります。今どこにある？美里、美里だけ？
横山委員	美里にあるの？
環境施設担当理事	あと何か所かあったと思います。 それから最終処分場の搬入量ですけど、申し訳ございませんでした。入れるように、出張所の方に量の資料送るようにさせていただきます。
横山委員	時々見に行くんですけど、この間も行ってきましたらそんなでした。
環境施設担当理事	はい、分かりました。
塚田会長	ありがとうございます。 他にどなたかございますか。
畑井委員	よろしいでしょうか。
塚田会長	はい、畑井委員どうぞ。
畑井委員	1 ページのところのですね、エコサークルのところではプラットフォームの推進で具体的な形を進めていくというようなご説明だったんです。で、カーボンニュートラルの中でもプラットフォーム事業というのが出されているんですけども、具体的にですね、どのようなイメージで環境保全

	をされている団体、実施している団体と上手く繋げていこうとされているのか、考え方があれば教えていただきたいと思います。
塚田会長	はい、どうぞ。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	プラットフォームにつきましてはですね、あらゆる主体、企業の方も然りですけれども、環境活動団体とか、市民の方とかですね、「こういう環境に良いことを取り組んでいるんです」という情報発信をしていければなんと、そういうふうなことをWEB上にですね、設立しようと考えています。「こういう取組をしています」というのをですね、例えば環境活動団体の方々が「海岸清掃をこうやってやっています」ということをですね、発信していただいて、じゃあそれに賛同する企業の方とかですね「そういう取組を一緒やってみよう」というふうな取組をですね、賛同いただいてそういう取組が広がっていくような仕掛けができればなというふうに考えておりまして、そういうところであらゆる主体の方々が繋がって環境活動への促進ができればというふうに考えておりますので、そこでエコサークルの方々も参加いただいて、いろんな方、市民の方も然りですけれども、環境活動団体同士でも繋がっていただくとか、事業所さんと繋がっていただくとか、そういうふうなことを考えております。以上です。
畑井委員	ありがとうございました。
塚田会長	他にどうでしょう。はい、どうぞ。
木原委員	すみません、PTA連合会の木原です。不勉強でなかなか発言ができないんですがお許してください。 今の委員の発言のプラットフォームの方、PTAの方からはですね、次代を担う子ども達とそのサイトを訪れて理解ができるような、子ども達向けの場所もしっかりと築いていただきたいなというふうに思っています。 脱炭素宣言もそうですけど、SDGsもそうですけど新しい価値観だというふうに思っていますので、これは環境部さんの方で単独ではないと思うんですが、そこら辺も含めて、この価値観をしっかりと次代を担う子ども達に伝えてほしいというふうに思いますし、そのサイトを子ども達が訪れたら、家庭学習であったり夏休みの自主学習の中で、地域の環境のことについて、これからの地域のあり方なんてことを探求できるような、子ども目線での設えっていうのを大人とは別でちょっと作っておいていただけると、いろんな学習場面で使えるんじゃないかなというふうに思います

	ので、これから作っていただくところでその視点を少しおいていただけると大変うれしく思います。よろしくお願いします。
塚田会長	何かお答えいただけますか。
環境政策担当 参事（兼）担当 政策課長 塚田会長	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思います。 はい、ありがとうございます。 他にどなたかございますか。よろしいですか。 そしたら、特にご意見他にないということでしたら、事務局は委員から出されました意見を尊重して環境施策に生かしていただきたいと思います。事項3については、この程度にとどめたいと思います。 それでは次に事項4「その他」です。事務局から何かございますか。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長 塚田会長	事務局の方からは特にございません。 はい、ありがとうございます。 委員の皆さま、他に何かこれだけとはかいうふうなことございますか。今までのこと以外でございますか。よろしいですか。はい、どうぞ。
北村委員	以前ですね、審議会以前のメンバーはいろんな津市の施設をですね、知らないではやっぱり審議も難しいということではいろんな施設の見学を計画していただいて見せていただいたという経緯がございました。新しくまた委員になられた方もほとんどだと思いますので、そういったことをですね、また計画していただいて、いろんな津市の環境に係る施設をですね、見せていただいて、実際に、なるほどこうなっているということを分かったうえで話し合いができればより良いのかなというふうにちょっと感じましたので、またできたら計画していただきたいなと思います。
塚田会長	はい、ありがとうございます。何かお答えいただけますか？
環境部長	はい、そういった今のご意見でですね、この審議会ですというふうに皆さんがですね、行こうというご意見でしたら、またその方向で検討もさせていただきますので、また審議会としてのご意向なんかもお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

塚田会長	はい、ありがとうございます。 他に特にございませんか。どうぞ、横山委員。
横山委員	横山です、何度も申し訳ありません。 先ほど笥先生もおっしゃってみえた令和4年の10月3日に私、中日新聞の三重版で拝見したんですけど、環境影響評価法に基づき（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書を作成しましたので縦覧を行います。こういう広告を見たんですけど、これは市の方から意見書か何かを出されるんですか。その考えについてお伺いしたいと思います。
環境部長	はい。今ご案内の事業に対する環境影響評価はアセス法に基づく手続きをなされております。その中で、津市としてそこにどういう関わりがあるかと申しますと、津市長の意見を三重県知事に述べるという機会がございますので、それがですね10月末をめどに提出してくださいということで、三重県から既にもうご連絡をいただいております。いま広告縦覧中ですので、そういった意見はまた三重県なり事業者が集約されることだと思いますが、津市としての意見も出す機会がございますので、今月中に出していこうというふうな考えでもございますので、津市は津市で意見を出していきますが、皆さん広くどなたでもご意見を述べられる機会が今まさにございますので、図書については事業者が設置したものが、本庁の6階環境部環境保全課のカウンター窓口、それから白山総合支所の窓口、それと市役所の大3出張所の窓口ですか、3か所にもありますので、ご覧いただけるかと思います。ぜひ、ご意見のある方はお出しいただければと考えております。
塚田会長	はい、ありがとうございます。 これ私さっき、これについてお話した時にですね、さっき言いましたけれども、私は三重県の環境影響評価条例についてのことが頭にあったものですから、造成が伴ってないとかっていう話をしましたけども、これ法アセスの方の、また別の法律に基づいているので、三重県の条例に基づいている方ではないんですね、これね、曾山委員の方が詳しいんですけども。ですので、ちょっとこれ、先ほど私が言ったことは間違っているかもしれません。造成がどうかという話ではなくて、規模に基づいてやっているんですよね、ちょっと間違えてました。
環境保全課長	先ほど、先生がおっしゃっているのは規模要件の話だと思います。法アセスの方がですね、太陽光発電出力4万kW以上のものとなっています。今回その要件を満たしているということで、法アセスの対象となっていると

	いうことでございます。
塚田会長	面積に基づいてやっているんじゃないということですね。すいませんでした。 ええと、他にございますか、よろしいでしょうか。 それでは、他にないようですので、事務局は委員から出されました意見を尊重して、環境施策に生かしていただきたいと思います。 事項４についても、終了したいと思います。では、事務局にお返しします。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	今日は、３つの事項についてご審議いただき、ありがとうございます。 時間の都合もございますので、まだまだご意見がある委員の方もお見えになるかと思えます。つきましてはですね、ご意見等がございましたら、お手元に配布させていただいております意見シート、こちらでご意見等をいただければ幸いです。提出方法はファックスでもＥメールでも結構ですし、様式も、別添の意見シートにこだわりなく、自由様式で結構でございます。ファックス番号やＥメールアドレスはですね、この意見シートの下段の方に記載をしておりますので、後の方で、「こういう意見が思いついたわ」とか「言いたかったことはこんな意見や」ということであれば、意見シートで後日提出いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。
塚田会長	はい、ありがとうございます。
北村委員	この意見シートの期限は別にはないですか。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	できましたらですね、先ほどもちょっと申し上げたように、来年の１月にこの審議会開催をさせていただく予定です。そこで最後中間見直しはこうさせていただきますというご披露をさせていただきますので、できましたら今月中ないし、１１月の初め頃までにはいただければと思います。 その１月の時にですね、今日の二つ目で再生可能エネルギーの導入促進をどうしていこうというご議論をさせていただいたんですが、今回投げかけをさせていただいた形でですね、１月の際にじゃあどういうものが適正なのかとか、どういう再生可能エネルギーを導入していけばいいかというご意見をですね、その時に併せてご意見いただければと思っておりますので、また来年１月ですね、開催の方はよろしくお願いしたいなと思っております。

塚田会長	以上で本日の事項はすべて終了いたしました。 これで、「令和４年度 第２回津市環境審議会」を終了したいと思います。 長時間にわたり、どうもありがとうございました。
------	---